

第4回 大町市景観計画検討委員会 会議録

1. 会議概要

(1) 会議名 第4回 大町市景観計画検討委員会

(2) 日 時 令和6年9月4日（火） 13:00～15:00

(3) 場 所 大町市役所西庁舎2階 西大会議室

(4) 出席者

委 員：亀山委員長、中山委員、宮永委員、荒井委員、続麻委員、一條委員

曾根原委員、遠藤委員、竹内委員、川上委員、倉石委員、水野委員、山崎委員

欠席者：小日向委員、降旗委員

事務局等：駒澤建設水道部長 古平氏

建設課：松田課長、吉原係長、矢口主査、吉川主任

株式会社KRC：小林、長尾

(5) 次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

1) 本日の委員会の位置づけ及び経過等の報告（資料1・資料2）

2) 大町市景観計画（素案）の骨子案について（資料3）

4 その他

5 閉会

(6) 配布資料

・次第 第4回 大町市景観計画検討委員会

・資料1 前回会議の振り返りと今後の進め方

・資料2 第3回 大町市景観計画検討委員会 会議録

・資料3 大町市景観計画（素案）の骨子案

2. 議事要録

1) 本日の委員会の位置づけ及び経過等の報告

資料1により、第4回委員会における確認・検討事項について事務局から説明。なお、資料2の第3回会議録については説明を省略し、発言内容の修正等がある場合は、後ほど事務局へお申し出いただることを確認。

また、当委員会の亀山会長宛に、「松糸道路と大町を考える会」より意見交換、懇談の依頼文書を受領したことをうけ、その対応について事務局から説明。これについて、各委員からご意見をいただいた。

○亀山会長

松糸道路については、近隣の市民の方とも話すことがあるが、道路の幅員は都市計画決定するものの、盛土の高さ（約6m）までは都市計画決定しないので、高さは決定事項ではない。高さ6m程度の盛土となれば非常に高く、場所によっては北アルプスの景観が見えにくくなるため、農地のなかに高い盛土がつくられることで生じるマイナス面を市民の皆さんも心配されている。

私は高速道路の関係の仕事もたくさんやってきたが、確かに交差部は立体にしなければならず、ある程度は高いところ通らないといけないが、それ以外のところは高いままつくらないといけないというわけでもない。例えば、1%程度の勾配で100mいけば1m下げることができる。ほとんど平らなようにして、盛土の高さを下げるることもできなくはない。2%勾配であれば100mで2m、200mいけば4m下げられるため、かなり低くできる。こういうことは機械的に設計されると景観的にマイナス面が大きくなるが、設計の仕方によってはどうにでもなる。県の事業では、設計時によく考えず6mのままでつくるというやり方をされなくもないが、地元の方々にとっては大事な景観であるため、もっとこういうふうにできないかということを提案していただくと、設計する際にそれを考えてもらうこともできるため、細かく決まってしまう前の段階で、こういうことについての意見はしっかりと言っていくことが大事だと思う。高盛土でいくと決めたのだから高盛土にする、というふうにしないことは十分できるので、景観に関してもしっかりと見守っていかなければならない。加えて、盛土を高くしなければ土量が減る。盛土用の土をたくさんもってこなくて済み、建設費を安くでき、場合によっては用地も狭くできる。盛土を高くすればするほど下の幅が広くなるため、用地が広く必要になる。盛土を低くすれば用地幅が狭くなり、用地費も安くなる。田んぼのなかを通る際にはそれでも十分いける。交差部のところだけ考えれば、それはそこまで難しい話ではない。きめ細かく考えていくことが景観を考えるうえでは大事になる。

○一條委員

私は道路の専門ではないが、いわゆる高規格道路は無料の道路でも立体交差させて、インターチェンジ的に交差点をつくらないというイメージが強い。宇都宮の方に東北自動車道と常磐自動車道があるが、その間にいわゆる高規格道路があり、走ってみるとほぼ高速道路のような道路だが、ほとんどが高い位置を走っている。あの辺りは都会のイメージで、道路が数mごとに交差しているようなところであり、盛土で立体交差にさせるというのはおそらく重要なのだと思う。極端な例だが、宮城県から青森県まで三陸側の海沿いにある無料の高規格道路はほとんどがトンネルと橋でできていて、同じように立体交差させて、交差点がない。それぞれにインターチェンジがあり、300何十km全部無料である。要するに復興道路として、すごい予算をかけ、6年間の特貫工事でつくっているが、私は少

し無駄が多すぎるのでないかと個人的に思っている。行ってみればわかるが、高さ何十mの橋が海沿いの漁村を抜け、そのまちを越えるのに、見上げるばかりの高いところをずっと通っている。そんなことをする必要があるのか、技術のアピールなのか、お金の使い方なのかと思わんばかりのもので、相当圧迫感があると思う。本当にこれが必要なのかと思うほど、ほとんど車は走っていない。どうしても業者さんからすればお金を使いたいということもあるだろうし、予算も確保していたこともあるだろうが、素人からすると無駄ではないか、やりすぎではないかと思う。亀山会長が言われたように、高規格道路は立体交差で交差点をつくらないことを考えるなかで、上を通してしまえばよいという単純な発想があるような気はしている。工事費用はわからないが、盛土をすればかなり高くなる。例えば大町温泉郷からこの市役所に向かう際も、道路はそこまで多くはない。何本かの幹線道路の間は数百mから数km単位で道路のないエリアがあると思うので、本当に6mの盛土が必要か、交差部だけ上げるだけではダメなのかと私も思う。費用の問題はあるだろうが、同じお金をかけるのであれば下げれば、景観的には道路は見えにくくなる。逆に道路を走る側からの景観は悪くなると思うが、それを気にしないのであれば、そういう形でもできるのではないかと思う。

道路が必要か必要でないかという議論で言えば、私の個人的意見としては必要ではないかと思っている。私は旅行好きで、富山の方に行く際に、関越道か長野経由で上越の方に抜けて、そこから富山の方に回り込んでいる。やはり糸魚川の方に抜ける道路があると、経済的や観光面も含めて発展しやすいと思う。安曇野で高速道路を降りて一般道を走ると景観は非常によいが、大町を経由して日本海側に抜ける道路は観光的にも経済的にも必要かと思う。

○中山委員

1点目は松糸道路にある程度の規制をあらかじめかけられるような内容が、この景観計画のなかに盛り込めるものなのかなどうか。もう1点は、先ほど事務局の方から松糸道路に関する意見は地域懇談会の際にお聞きするという方針だったが、仮に景観計画の規制のなかにできるだけ盛り込んでほしいという要望であれば今後検討するという受け答えもできると思うが、道路の盛土に対してあくまでも反対する、道路整備自体が不要であるという意見を出されたときには、懇談会や今回の計画の中では対応できないかもしれないと思っている。この計画にどこまで盛り込めるのかというところを懇談会の参加者の人たちにもご理解いただき、その範囲のなかでご意見をお願いしますということをお願いしておかないと、收拾のつかないことになるかもしれないということを心配している。

○事務局：吉川主任

中山委員が言われたように、松糸道路の計画に対して、この検討委員会やこの計画のなかだけでは非を問うことは当然できないと思う。亀山先生も言われたように、都市計画の問題でもある。ここでは、あくまで予定されている道路計画について、景観の保全の観点からこの計画のなかにどういう部分が盛り込めるのか、また新しくできる道路に対しての規制の部分はどうなるのか。できあがった道路の捉え方は人それぞれだとは思うが、よい景観が望める道路にはなると思うので、そこ（視対象になる場所）に必要以上に高いものは建てられないなどの規制は、この計画のなかに将来的に反映していくことは当然、検討の余地があると思っている。できることとできないことを切り分けたうえで考え、ご意見を頂戴していきたいと考えている。

2) 大町市景観計画（素案）の骨子案について

資料3により、大町市景観計画（素案）の骨子案について説明。章ごとに各委員からご意見をいたいた。

■表紙・目次

○亀山会長

第1章の章名について、「特性」は性質のこと、「特徴」はそのなかのよいところを抜き出していいるという意味になるため、どちらかといえば「特徴」のほうがよい。

■はじめに

○一條委員

最初のキャッチフレーズについて、「美しく暮らす」はイメージがわからない。「美しい大町に」はわかるが、「美しく暮らす」とはどういうことか。例えば、住民から「美しく暮らす」というのはどういうことかと聞かれたときに、委員が説明できるかというと、私であれば難しい。「美しく暮らす」というのを説明できるように定義したい。「美しく」とはどういうことか。1ページ目の図の計画の目的である、住民の日々の暮らしや生活などを総称して「美しく」ということかと思うが、もう少し詰めたい。「美しく」でよいのか、他に違う言葉でよいものがあるか。

○亀山会長

これは今すぐ決められることではないかもしれないが、ご意見をいただきながら、最後にまとめる段階で、このテーマ（言葉）でよかったか確認するという流れで進めたい。「美しく暮らす」と言わるとピンとくる人もこない人もいるかもしれないが、表現としてはよいと思うので、皆さんのご意見をお伺いしながら考えたいと思う。計画の目的の3つの丸で括ってある内容をうまくまとめていくときに、これらが「美しく暮らす」とどう関係づけられるかということもある。

○一條委員

私のイメージでは、美しく豊かな暮らし。物理的に「心豊かに」というのが今まで別案の1つの例である。

○事務局：吉川主任

このキャッチフレーズも含め、住民懇談会でもご意見をいただく場面があるかと思うので、最終的なキャッチコピーは委員の皆様にもご説明し、共通認識ができるようにしたい。結局はそれも運動かと思うが、皆が共通の目標、認識をもって進んでいけるまちづくりをしていくことが、この計画をつくる最大の目的だと思うので、そこを強調していくようなかたちで懇談会等でもご意見を頂戴したいと思う。

■第2章 景観づくりの目標及び方針

○亀山会長

「エリア区分」と「景観づくり重点地域」が目次に出てこないのはなぜか。

○事務局：KRC 小林

「景観づくりの目標及び方針」が第2章になるが、重点地域に関しては、3ページ（第2章）の（2）景観づくりの方針のなかで、4つにエリア区分して方針を定めるとともに、さらに重点的に守るべき範囲を「景観づくり重点地域」として指定をするということで、（2）のなかに含めてしまっているため、少し位置づけがわかりにくくなっている気もするので、整理の仕方を考えたい。現案としては、良好な景観づくりを考えるなかでの区分の1つとして、大きくいうと「エリア」と「重点地域」の2つの分け方があるという整理をしている。

○亀山会長

だとすると、景観づくりの方針のなかの、その1がエリアの部分で、その2が重点地域というかたちになる。

○事務局：KRC 小林

そうしたときに、重点地域ごとの方針設定の必要性もあるのかなという気もするが、位置づけとしてはそのようなことになる。

○亀山会長

景観づくりの方針の3ページのところの最初の4つの区分がエリアの区分で、4ページが景観づくり重点地域というように、要するにエリアで区分して考えますということと、重点地域を決めて重点的にやりますということでご理解いただければよいと思う。

その重点地域のなかで、青木湖、木崎湖は都市計画の風致地区の指定はあるが、中綱湖にはその指定がないので、ただ同じように景観上大事な湖であることから、青木湖と木崎湖の風致地区と似たようなかたちのもの（地区指定＝重点地域）を中綱湖や大町ダムにもかけておいたほうがよいということと、5、6ページのエリアが設定されている。それをわかりやすく説明されるとよいかと思う。

■第3章 届出制度による良好な景観づくり

○亀山会長

景観法では、届出制度を使い、許可制度はないが、大町市の景観計画（条例）で、許可制度をつくることはいけないということでもないのか。

○事務局：KRC 小林

許可制度をつくることはない。景観法による法的担保はないが、独自の制度としてつくることは可能。

○亀山会長

独自条例でつくるてもよいが、一応許可制度は規制としては厳しくなるので、つくるのであれば、一定規模以上のものについては許可制にするというやり方でいくとよい。

届出制度は（書類の提出などが）わりと面倒なことであるが、届け出ればよいというふうにも一般には受けとられるので、どんなものでも、一定規模以上のものをつくる際には届け出さえすればよいと思われてしまうかどうかが問題。そうしたなかで、ただ届け出れば受け付けるというやり方もある

が、あまりすごい（景観に対する影響の大きい）ものを届け出ようとする際には、窓口でもあれこれ言いながら、もう少し直してくださいというような指導をするというやり方が一般的には使われる。この辺は行政がどのくらいここに力を入れるかによって違ってくるが、かなりルーズに運用してしまうと、とにかく届け出ればよいという話にもなりかねない。ある程度この届出制度でも力（強制力）をもって指導をしたり押さえつけたりすることができなくもないというのが、この制度の特徴になる。7ページの届出対象行為の一定規模以上のものをつくる際、今回は一般地域と景観重点地域の2つの地域に分けて、それぞれについて一定規模以上の規模（数値）が書いてあり、この規模以上のものをする際には届け出をしてくださいというやり方である。

次の9、10ページが景観づくりの基準になるが、届出制度との関係を説明するとどういうことになるのか。

○事務局：KRC 小林

8ページ右側のフロー図をご覧いただきたい。流れで説明すると、まず建物を建てたい、あるいは土地の造成をしたいなど、何かの行為をしようとするときは、7ページに示している行為の種類と規模に該当するかどうかを確認いただく。その基準が「届出対象行為の基準」で、これに該当しない場合は届け出なくてよい。ただ条例上（法的）には届けなくてよいことにはなるが、一応条文のなか（今回つくる条例）には、届け出る必要のない行為に関しても、景観づくりの基準に適合するように努めるものとするみたいなかたちで（努力義務として）、謳いこみたいとは思っている。

他方、届出対象行為に該当する場合は、法的な担保のもとに行行為の届出をしなければならないことになる。どんな書類を届けるかというのは、規則に定めることになるが、行為の着手の30日前に行政に必要な書類を揃えて出していただくことになる。その届け出されたものに対して、その内容がこの景観計画で定める基準に適合しているかどうか、言い換えると、良好な景観づくりにおいて、大町市として大事にしたい景観に対して悪い影響を与えないかどうかというところをチェックする基準が「景観づくりの基準」ということになる。この基準（例）を9ページ以降に記載しているが、このチェック基準が「景観づくりの基準」で、ここに書かれている内容次第で景観への配慮の仕方が決まるということになる。この景観づくりの基準をどんなレベルで定めるかが結構難しく、最高の水準のものをつくるとなかなかハードルが高くなってしまうので、最低限これだけは守ってほしいというところをまず抑え、あとは大町市としてどの程度の水準まで高めるかというところになる。水準を高めると届出のハードルも高くなるので、その点でこの基準設定についてもメリハリが必要というところは出てくるかと思う。

景観計画の制度のなかでは、その基準に対して、実施する行為が適合していればその行為に着手することができるが、届け出れば何でもよいということにならないように、一旦、届出後30日間は行為に着手できないという制限が法的にかかり、その30日の間に基準へのチェックをして、もし適合していなければ、行政から事業者さんに、こういう基準があるので配慮してくださいという指導をすることができる。こうした対話のなかでそれに従っていただければそれでよいが、それでも応じていただけないという場合、あるいは対応が十分でないという場合は、勧告または変更命令まで行うことができるということを景観法は担保している。指導というと少し緩い気もするが、勧告や変更命令ということになると、制限としては厳しい水準になる。変更命令までかけられるということが、景観法に基づく届出制度のなかでは厳しい制約で、許可制度というわけではないため、不許可までは出せないが、変更命令まではやれるというのは景観法の建て付けの特徴の一つになる。また、ここに記載は

ないが、30日間という制限で対応が收まらない場合には、指定によっては90日まで行為着手制限期間を延ばすこともできる。これも条例で変えられるが、届出制度であってもなるべくこの基準を守つていただけるように、一定の法的担保はなされている。

もう一つ、この基準を考えていただく際の観点でもあるが、基準が具体的であればあるほど具体的な指導ができるので、基準の書き方も非常に重要になってくる。端的に言えば、数値で明確になっている基準は、良いか悪いか、合っているか合っていないかの判断がしやすいため、言い（指導し）やすくなる。ただ一方で、一律に数値化してしまうと、景観というものは数値では測れないところや、場所によって違いもあるので、画一的な基準では運用しにくい面もある。基準設定の仕方は難しいが、基準をどの程度具体的につくるかというところも、届出制度の効力を発揮するうえで重要な観点である。その「景観づくりの基準」のポイントは次ページ以降に示しているが、これで十分なのかどうか、他にどんな基準が必要なのかという観点で資料を見ていただければと思う。

○亀山会長

いまご説明いただいたように、8ページの右側に景観法に基づく届出手続きのフローがあるが、このフローをよく理解していただくのが大事である。届出というのは、ただ書類を持って市役所に置いてくればよいものではなく、基準に合っているかどうかということを相談しながらやっていただくというやり方になっているため、これは文章的にもちゃんと説明した方がよい。そのうえで、届出対象行為の基準というものがあるという言い方をしていただくと理解しやすいかと思う。

現段階としては、その基準については、まだ県の基準を載せているが、その内容について、この場で皆さんからご意見をいただきたい。9、10ページ辺りは一応考え方で、このような考え方をもっているということである。11、12ページは県（現行計画）の基準になる。

13、14ページはどうようなものか。

○事務局：KRC 小林

13、14ページの重点地域における景観づくりの基準で、こちらは具体的に（ポイントだけでなく全基準案を）記載している。

○亀山会長

重点地域について、いま考えている具体的な基準案はこうであり、重点地域以外（一般地域）の基準については今回とくにお示しをいただきたい（ポイントのみ）。現段階で細かいところまで見ていただると大変なので、このようなつくり方になっているということ。要するに、届出制であるが、基準をつくって、なるべくその基準に従っていただきたいというやり方（制度）になるということをご理解をいただきたい。

■第4章 届出制度以外の良好な景観づくり

○亀山会長

章見出しの「届出制度以外の良好な景観」というのは変な言い方（表現）である。

○事務局：KRC 小林

今日のところはわかりやすく、届出制度（第3章）の話とは別に検討していただきたかったため、

そのような表現になっているが、タイトルの示し方は今後工夫したい。

○亀山会長

届出制度で景観づくりをする。それ以外に、こういう景観づくりのやり方をやっていきますよということでご理解いただきたい。そのやり方としての3つ目は17ページにある「重要眺望景観」で、12か所の眺望点が提示されている。こういうものを挙げる際には、例えば市民の方々から挙げていただくということも大事だと思う。そもそもこの景観の問題は、運動みたいなもので、その地域の人たちが大事だから頑張ろうという意識をもっていただくことが一番大事であるため、なるべく市民の方にオープンにし、例えばこういう「眺望重要景観」というものも市民の皆さんに挙げていただいて、そのなかから12か所選ぶというやり方もあるかと思うので、その辺はもう少し選び方自体から考えてもよいかと思う。とにかく市民の方々が参加しながらこれをつくったという意識をもてるようにしていただくことが大事な点で、やり方は少し考えた方がよい。考え方としては、眺望景観が大事だから、というのはこれまでの懇談会で出ているので、12か所から見え方（見えている範囲の図）が18～24ページに掲載されているが、これらの眺望景観が大事なことなんだということで皆さんに理解していただき、とくにここは大事な箇所だという意識をしっかりとつくっていただきたい。

もう一つ、第4章の最後にある屋外広告物についてだが、屋外広告物条例との関係はどうなるのか。

○事務局：KRC 小林

屋外広告物条例は景観条例とは別に、県の屋外広告物条例に基づいて制度運用されている。景観計画のなかでも屋外広告物に関して配慮事項を定めることはできるが、屋外広告物条例は景観条例と異なり許可制で、基準に独自につくろうとすれば、景観行政団体移行後、独自に大町市の屋外広告物条例をつくるという展開が考えられ、本格的にやろうとすれば独自条例をつくる流れになる。その前段として景観計画の中では配慮事項を示しておくということが必要になるかと思う。なお、現行（県条例）では、25、26ページに示すような規制がかけられている。

○亀山会長

現状において、県の屋外広告物条例はあるが、市で条例をつくることもできなくはない。大町市は屋外広告物で景観をすごく悪くしている感じがないところがよいところかと思う。他のまちを見るとわかるが、広告だらけで非常に見苦しいまちも多いが、いまの段階でちゃんとやっておいた方がよいという点でいけば、市としてきちんと独自条例を定め、あまり広告だらけのまちにしないということも大事だと思う。これ（独自の屋外広告物条例の制定）についてはもう少し前向きに考えた方がよいのではないかと思う。後になって、いっぱい屋外広告物が立ってしまってからではなかなか（規制は）できない。

高規格道路の沿道は規制されるということでしょうか。現状において高速道路を走っていて道路際に広告物がないのは立ててはいけないことになっているためであるが、高規格道路の場合はよくわからないため、少し調べていただき、場合によっては高規格道路沿道の広告物についての規制をしっかりとやるとかそういうふうにしていただくとよい。その辺はご検討いただきたい。

○事務局：吉川主任

屋外広告物のことで少しご説明させていただく。現行の屋外広告物条例はそれ自体は県がもってい

る制度で、大町市が独自にもっているものではない。ただ、屋外広告物の事務処理等については、長野県知事から大町市長に権限移譲を受けており、現行でも違反広告物の指導は大町市が行っている。この事務局の部署（建設水道課）で屋外広告物を取り扱っていて、定期的なパトロールや違反広告物が発見された場合には、その都度指導をさせていただき、是正を図っていただいている。亀山先生が言わされたように、あまり屋外広告物が乱立しているような状況は少ないというのが大町市の現状である。全くないというわけではないが、一応そのような現状になっている。将来的には、景観とセットで屋外広告物についても、よい眺望や景観というものを守っていくために制度の検討していく必要もあるのではないかと考えている。

■第5章 景観づくりの推進方策

○亀山会長

推進体制については、都市計画審議会があるため、その審議会で景観のこともやるという案となっているが、景観は別に審議会をつくってもよい。都市計画審議会はわりと機械的にやることが決まつていて、道路計画はまさにそうだが、地元への説明をやって積み上げていって、最終的にはこれをやりますというような会議の進め方をするため、都市計画の審議会で覆ることはない。大体決まってきたところで、最後に審議会をやり、これでよいというように決めるのが都市計画審議会である。景観の審議会は逆にそういうふうにはならず、結構色々な意見を聞きながらやらなければならないというところがあるため、おそらく性格の異なる審議会にある。そういう点では、別に独立させた方がよいのではないかと思う。

■その他

○宮永委員

景観づくりにあたり、水を感じる景観づくりもあると思うが、大町といえば水というなかで、情報発信していくにあたり、まちなかの水も大事である。まちなかにその水を導入することももちろんあるが、景観づくりにも取り入れられたら、それは観光にもつながることになる。

○事務局：吉川主任

最近、企画の方で、まちなかの水巡りマップをつくった。中心市街地の水系図を落とし、こういうところに水場がありますよとか、こういった水の景色が見られますよというように、今月の芸術祭の期間に合わせて、水巡りのデジタルスタンプラリーをやっていただき、来訪された皆さんに見ていただくというような企画を予定している。先日、私もまちなかの水路の土砂上げや掃除をしたが、たまたまそこで、家の下を通っている水路にヤマメが泳いでいるのを見た。住民の方にもその話をしたら、そういう景色は大町しかない、松本はすごく水をきれいに見せているが、川にコイではない川魚が泳いでいるかというと、そういうわけではない。こうしたところが大町の特徴であり、素晴らしいところでもあるため、宮永委員が言わされたように、そのようなところを発信していくような景観づくりの取組を計画のなかにも反映していきたい。

○亀山会長

大町は風景のなかに大事な水がたくさんあり、水路もたくさんある。非常にきれいな農業用の水路もたくさんある。わっぱらんど（ぬるめ）などは他にあまりない。ああいうふうに平べったく一度水

を貯めて、田んぼで使う水を温めている。

また農具川をちゃんと魚が棲めるような川にしたいということで、30～40年ほど前に信州大学の中村先生が小川の指導をされて、魚が棲めるように改修したが、あんなに魚が住めるような河川改修をしたというのはそれまでに日本になく、当時とても話題になった。最近皆さんは忘れてしまっているが。わりとあそこは魚がたくさんいていいところである。まちなかのちょっとした水路にもカジカがいたり、バイカモがあつたりする。水の中の景色も大事で、何がいるのかなと思って、魚捕りの網で水路を掬っていたら、通りがかりのおじさんに叱られ、ここは取っちゃダメなんだと言われて、実際に恥ずかしい思いをしたこともあるが、そのときにカジカがいるのを見つけた。こんなところにも、というところにカジカはよくいる。とくに水は景色としても大事だが、生き物の観点からも、非常に大事な生き物がたくさんいる場所でもあるから、一つの柱として立てていくことが大事だと思う。そこは抜けている視点だったと思う。

○中山委員

実際の計画の冊子のレイアウトがまだイメージできておらず、この状況でレイアウトされるとは思わないが、中身の目的的にはよいと思うが、景観計画に冊子のレイアウトとしては、さらに工夫をしていただきたい。細かい規制の内容については、やはり専門家の方に一任かと思うが、わかりづらいのは、例えば「派手でない」とか、「けばけばしくない」という言葉づかいの基準ではなく、「周りと調和する」とか、そういうようなイメージの言葉の方がよいと感じる。

次回は計画の冊子のレイアウト的なものを資料として用意いただければ、よりイメージしやすい。規制等はおそらく資料的なものとして、巻末に入れ込んだり、あるいは冊子ができたときに関係する事業者の方に事前にお配りし、例えば届出制度で、届出をするときにチェックするのではなく、届出を持ってくる際に規制の内容を見て（適合して）設計されているということを確認できる冊子にするのがよいと思う。各種のレイアウト的なものについては、まだ検討の余地があると思う。

○亀山会長

これは骨子案で、骨組みだけ示されているので、冊子にする際にはかなり説明も必要になる。誰にでもわかるような優しい説明が付いた計画にしていただくとよいと思う。

○事務局：吉川主任

厚い冊子の計画だけでなく、概要版もつくる形にはなるかと思う。手にとって見て、わかりやすいものになるよう、レイアウト等についてはまた検討させていただければと思う。

また急遽お配りさせていただいた資料（「水が生まれるまちのキセキ」、「信濃おおまち みずの音マップ」）もご覧いただければと思う。

○亀山会長

大町の水の音も大事だと思っていたところに、この資料を配布していただき、非常に大事なことだと思う。

○一條委員

全体的なことだが、最初のところで、住民参加で住民が幸せになれるようなものをつくっていきま

しようと始まって、目標のところはよい。その後、結局すぐに規制の話に入ってしまうので、何かをやろうとしたときに、結局やりづらい方向にもっていかれてしまう。経済的にいようと、ここでビジネス展開しづらくなる方向からスタートして、それ以外としては育てていきましょうという流れになつておらず、他の自治体の計画書を見てもやはり規制の内容が多い。こういう構成ができるかわからないが、全体的に住民参加型で、何かをやろうとしたときに規制が入りますという方向は全面的に見せずに、美しくまちをつくっていきましょうという流れで、新たにこれからもつといいものをつくっていきましょうという方向で、しかも住民が参加していく方向にしたほうがよい。例えば教育面やPR、住民参加の方針で、みんなでつくっていきましょうよという方向性がまずあって、最低限の規制はありますよという方向にうまくできないか。

水の話もあったが、私の方で気になったのは、歴史・文化の景がほとんど謳われていない。祭りを守りましょうとか発展させましょうという話も、5つの景を全部挙げるのであれば水の話も入れなければならぬし、歴史・文化、祭りを住民と守っていきましょう、発展させていきましょうという方向性のものも入っていないと、ある程度総花的にならない。メリハリという部分で、つくりとしては私がイメージした内容でよくできていると思ったが、そうしたところがまだ漏れているように感じた。

○亀山会長

いきなりでもないが、第3章に入ると、規制的な部分が強く出てきてしまうため、もう少し全体的に、運動的な、皆でまちをよくしてきれいなまちにしようというふうなものが、全体の雰囲気として出るように書かれているとよい。

○中山委員

先ほど、この計画のレイアウトという話をしたが、やはりみんなでやろうという部分が出るようなものにしたい。そのためには、これは最低限守ってほしいというイメージにしたほうがよいと思う。一條委員が一番最初に言われたキャッチフレーズ。私も気になっていて、やはり検討が必要だと思う。全体とすれば「暮らす」ということで、美しい景観をつくるという内容も入っているし、それを守り、継続させていくということもこの中に謳われているので、それらを汲んだようなキャッチフレーズになればよいと思う。

○亀山会長

この資料3（計画）の表紙の写真のところで、低い土手だが、本来はよく草刈りがしてあって、この写真のような状態のことは滅多にない。普段はとてもきれい。こういうものは、おそらく皆さんはそんなに意識せずにやっていると思うが、とても大事な印象になっており、そうしたことがとてもよい風景をつくっているというところにつながっているのがわかるようにした方がよい気がした。

3. その他

資料1で今後のスケジュールおよび住民懇談会の開催について事務局から説明。次回の第5回検討委員会は10月下旬以降に開催予定とすることを確認。

以上